

財団法人 西宮市都市整備公社

寄附行為

設立認可	昭和 45 年 10 月 1 日
設立登記	昭和 45 年 10 月 7 日
寄附行為変更	昭和 48 年 7 月 18 日
寄附行為変更	昭和 50 年 8 月 6 日
寄附行為変更	昭和 52 年 11 月 21 日
寄附行為変更	昭和 63 年 4 月 1 日
寄附行為変更	平成 2 年 5 月 10 日
寄附行為変更	平成 3 年 4 月 1 日
寄附行為変更	平成 4 年 4 月 24 日
寄附行為変更	平成 5 年 5 月 20 日
寄附行為変更	平成 6 年 8 月 9 日
寄附行為変更	平成 13 年 2 月 7 日
寄附行為変更	平成 14 年 3 月 5 日
寄附行為変更	平成 21 年 10 月 16 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人西宮市都市整備公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第 2 条 公社は、事務所を兵庫県西宮市西宮浜 1 丁目 3 1 番地に置く。

(目的)

第 3 条 公社は、西宮市総合計画の目標とする文教住宅都市実現の主旨にのっとり、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業及び地域情報化事業を推進することにより、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 公共的複合都市施設の管理運営
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給及び管理運営
- (3) 駐車場の設置及び管理運営
- (4) 市営住宅等の管理運営
- (5) 公園施設等の管理運営
- (6) 墓地、納骨堂及び斎場の管理運営
- (7) 地域情報化の推進
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載されていた財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業にともなう収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得てこれを処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託しまたは国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産を持って支弁する。

(予算および決算)

第10条 会社の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 会社に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 6名以上10名以内(理事長、副理事長および専務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事および監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長、副理事長および専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務および権限)

第14条 理事長は、会社を代表し会社の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ理事長の定める順位により、その職務を代理する。
- 3 専務理事は、理事長の命を受け、日常の業務を総括処理する。
- 4 理事長、副理事長、および専務理事以外の理事は、理事会の構成員として会社の業務を審議する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(解任)

第16条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事4分の3以上の同意により解任することができる。

(参与)

第17条 会社は、参与若干名を置く。

- 2 削除
- 3 削除

第18条 削除

(職員)

第19条 会社の事務を処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第22条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事または監事から会議の目的たる事項を記載した文書をもって請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 2 緊急の必要がある場合、または軽易な事項については理事長は、書面により賛否を求めて理事会の決議にかえることができる。

(監事の出席)

第27条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者および表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において理事3分の2以上の同意を得、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第30条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったときは解散する。

2 解散のときは存する残余財産は、西宮市に帰属する。

第6章 雑則

(施行細則)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

付 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日(平成13年2月7日)から施行する。

付 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日(平成14年3月5日)から施行する。

付 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日(平成21年10月16日)から施行する。ただし、第4条第6号に掲げる規定は、平成22年4月1日から施行する。